

令和8年4月27日

保護者の皆様

井原市立井原中学校
校長 井元 重文

地震発生時における対応について

このことについて、本校の対応についてお知らせします。地震発生の場合には、テレビ等の情報を必ず確認し、次のとおりの対応をお願いいたします。

記

1 臨時休業の対象となる地震について

- (1) 前日の午後5時から当日の午前7時までに井原市で発生した震度5弱以上の地震（原則としてスクリレでの連絡はいたしません。）
- (2) 学校及び地域の被害状況などにより生徒の安全確保が困難と学校が判断した地震（原則としてスクリレでの連絡を行います。）

2 登校後に発生した地震への対応について

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合
生徒の安全確保を優先しながら、安全確認等を行い、一斉下校、または学校での待機の対応をとり、必要に応じて保護者への引き渡しを行います。
- (2) 震度4以下の地震が発生した場合
生徒の安全確保を優先しながら、安全確認等を行い、通常通り授業を行います。ただし、生徒の安全確保が困難と判断した場合には、(1)の対応と同様の措置をとることがあります。

- ※ 土日等の休日及び長期休業中の諸活動についても上記に準じます。
- ※ 自宅付近や通学経路によっては、道路や崖の崩落など、危険な状況が発生している場合もあります。お子様の安全のため登校を見合わせる場合には、学校へご連絡ください。

☆この文書はご家庭内に必ず掲示しておいてください。☆